

議案第 16 号

職員の給与支払の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

職員の給与支払いの特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 2 月 13 日提出

白井市長 笠 井 喜 久 雄

提案理由

本案は、保育園等の職員が市に支払う給食費について、職員の給与から控除することを可能とするため、条例の一部を改正するものです。

職員の給与支払の特例に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与支払の特例に関する条例（昭和４０年条例第３２号）の一部を次のように改正する。

第２条に次の１号を加える。

(6) 職員給食費

附 則

この条例は、令和８年４月１日から施行する。

議案第16号資料

○職員の給与支払の特例に関する条例（昭和40年条例第32号）新旧対照表

改正案	現行
(略) (給与の支払の特例) 第2条 職員の給与は、次の各号に掲げるもののうち、職員がその月において支払うべき金額を控除して支払うことができる。 (1)～(5) (略) <u>(6) 職員給食費</u> (略)	(略) (給与の支払の特例) 第2条 職員の給与は、次の各号に掲げるもののうち、職員がその月において支払うべき金額を控除して支払うことができる。 (1)～(5) (略) (新設) (略)